## 諸外国における未決拘禁・保釈制度の例

	英	米(連邦)	独	14
未決拘禁の要件	〇保釈条件の設定によっては、出頭確保、司法運営妨害の防止、保釈中の再犯防止等(詳細は下欄)ができない場合 ※適法に逮捕・告発(charge)された者は、保釈されない限り、身柄拘束が続くのが原則。	頭確保,他害(証人等)防止(詳細は下欄)ができない場合		〇司法統制処分(※)では, 罪証隠滅 防止, 身柄保全等の目的(詳細は下欄)の達成が不十分な場合 ※身柄を拘束しないが, 予審判事が居住制 限等の義務を課すことにより, 手続確保を図るもの
未決拘禁からの解放 要件	事由に対処できない場合,不許可となり得る(裁量保釈は可)。 ・裁判所への不出頭の蓋然性・保釈中に犯罪を実行する蓋然性・司法運営の妨害,証人威迫の蓋然性・被疑者(被告人)保護の必要性等 (重大犯罪について)過去に謀殺・故殺・強姦(謀殺と強姦は未遂を含む)で自由刑に処され,かつ,今回これらの犯罪で告発されてい	告人の性格,前科関係等を考慮し、条件を付しても、以下が合理的に確保されない場合、不許可。 ①公判廷への出頭確保②他者(証人等)、共同体への危害防止 (重大犯罪について) 死刑、終身刑、規制薬物法等における長期10年以上の刑に当たる罪等については、上記①、②を確保できないとの推定が働く(反証可)。	証提供等の代替措置により逃亡防止等が達成されない場合は、猶予されない。 〇勾留理由ごとの猶予要件 (逃亡防止) より緩やかな処分による目的達成を 見込める十分な理由 (罪証隠滅防止)	る。 ・証拠等の確保, 証人威迫・共犯者との不正謀議防止 ・審理対象者の身柄保全, 犯罪行為の終止又はその再発防止 ・犯罪行為の重大性により公序にも
逃亡等の防止策	○保釈条件の設定 (例) ・保釈保証金の納入 ・制限住居の指定,夜間外出禁止 ・特定の証人との接触禁止 ○保釈逃亡罪 合理的理由なく裁判所に不出頭 原則:3月以下の懲役・罰金(併科可) ○電子監視 保釈条件を遵守させるために適当な 事案についてなされる。	○保釈条件の設定 (例) ・保釈保証金の納入 ・外出禁止 ・被害者, 関係者との接触禁止 ・治療プログラムの受講 ○電子監視 保釈条件としての在宅拘禁等に組 み合わせて利用可能。	○勾留の代替措置 (例) ・定期的な裁判官等への連絡 ・適切な保証の提供 ・許可な〈居住地を離れないこと ・共犯者,証人,鑑定人との接触禁止 ○電子監視 ヘッセン州において実施。	○司法統制処分 (例) •居住制限 •行動制限 •関係者への接触制限 •保証金の設定 •治療,入院 •パスポート等の提出 ○電子監視 司法統制処分においては,居所制限 につき,電子監視による執行が可 能。